

令和4年度第1回 宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会議事録（概要）

日 時 令和4年5月27日（金）午後2時30分

場 所 県庁舎10階 1001会議室

出席委員

小貫 勅子 委員 東北大学キャンパスデザイン室 特任講師
京谷 孝史 委員 東北大学大学院工学研究科 教授
小林 正明 委員 一般社団法人 東北経済連合会 専務理事
須藤 康英 委員 公認会計士
富田 真 委員 東北学院大学法学部 教授
山本 琴枝 委員 仙台商工会議所 常任委員
◎吉田 浩 委員 東北大学大学院経済学研究科 教授

（◎は委員長）

（高橋雄一郎委員，内藤千香子委員，丸山水穂委員は欠席）

1 開会

2 挨拶

会計管理者兼出納局長（略）

3 議事

（1）発注工事等の抽出事案の審議について

抽出事案1 嘉太神地区洪水吐補修工事

○須藤委員

指名競争入札で指名業者が多いにもかかわらず，一者応札かつ落札率が高いものという視点で選んでおります。

○仙台地方振興事務所

抽出事案説明書に基づき説明（略）

○須藤委員

今回質問させていただいた内容として、指名競争入札というシステム自体がどうなっているかというのを改めて確認したかったというところがございました。一つ目の回答として、入札参加者指名基準第3条の規定に則って20者以上選定して、今回の指名競争入札を実施しているということなんですけれども、結果だけ見ると、高い入札率で1者が応札して、その方が落とされていったというようなことになると思うんですね。この点、そもそも競争というものが、1者だけで成り立っているのかってところに疑問を持ってですね。一番競争が現れる部分ってというのは、金額という部分だと思うんですけれども、今回1者だけなので、その業者が想定する金額そのまま、終わっているというような結果になっていると思います。そもそも最終的に1者になる選定をしているってところが、課題なのではないかと感じて今回質問をさせていただきました。

一応、規定に則って実施されているというところで納得はしているんですけれども、その業者の選定というところは、あくまでも基準に則らないというか、選定する側の考えも入るところだと思いますので、最終的に1者応札とならないような、競争が確保できるような選定というのはないのかなと思ったところでした。説明としては納得はしています。

○京谷委員

2回不調で、指名にして1者ということなんですけど、条件が悪かったんだというご説明でした。逆を言えば、業者にとって魅力がないような、要は発注する時の価格が厳しいんじゃないかな。県は価格を公表してるわけで、魅力がないということですね。それでもやっぱり仕事してもらわなきゃいけないんですね。国交省では不調が続く工事は難工事指定とか言って、少し考慮するようなことを始めています。

県としてやってもらわなきゃいけない工事なんだけど、不調が2回も続くっていうのは、何か少し工事として格上げするとか見直すとか、要は魅力のある工事にして、今、須藤委員からご指摘があったような競争が起こるようにするというのを検討するお考えはないんでしょうか。

○契約課

まず不調が続くといった場合の対応の仕方なんですけれども、今、多くやっているものは、例えば、近くの工事を二つ合併して発注するとか、施工しやすいような、或いは大きくすることによるメリット、そういったものが出るようなやり方をしたりしているところがございます。国の方で難工事指定というやり方があるとご教示いただいたところなんですけれども、県としても、国や他県の状況を検討・勉強しながら、不調対策の方式を検討していかなければいけないのではないかとということも、

今後考えていかなければいけないのではと考えます。

○小林委員

工事が難しかったっていうことであれば、一般競争入札から指名競争入札にしたときに、普通であれば、落札価格が上がるのが普通じゃないかなと思うんですけど、これは下がってますよね。ここはちょっと私、解せないんですけども。これはどういった理由からだと考えられているのでしょうか。

○仙台地方振興事務所

先ほど、入札を2回しましたという説明をさせていただきました。当該工事は嘉太神ダムの洪水吐補修工事ということで、河川施設の補修工事になってございます。その結果として、実質的に6月から10月までの夏の期間、雨の多い期間については、工事ができないということになり、当初の1回目2回目については、工事名 嘉太神地区取水施設外補修工事ということで、当該不調になった案件については、ダム本体の水を取る部分、ダムの堤体の下に入っている取水施設を含んで用水吐の補修工事を発注しており、不調が2回繰り返されたことによってそちらが通年を通して工期が足りなくなりました。そこの部分の取水施設の補修工事をあえて落とした結果、約6千万円ほど工事費を縮小して、指名で発注したところ辛うじて1者応札があったという流れになってございますので、今一般論として大きく発注した方が、という形に対して、工期が取れないという前提で、逆に工種を落として、応札を推進したという形でございます。

○小貫委員

今、この取水施設の工事自体はどういう扱いになっているのでしょうか。

○仙台地方振興事務所

今回の発注で工種として除外した取水施設については、6千万円ほどの金額なんですけど、今後工期を見計らって再度発注するという形で予定しております。

○小貫委員

先ほどの京谷委員からの質問にもあったインセンティブとして、工事規模を大きくしてできるだけ受注してもらうメリットを生み出すような形で進めているという話だったのが、今回に限っていうと、そこは別々になってしまってあまりインセンティブとして働いていなかったというようなこともあるので、もう少しトータルで工事期間を延ばして金額を大きくするとか、そういったことを考えてもいいのかなと思います。

以前の抽出事案の時にもあったんですけども、不調が2回続いてなかなか参加して下さる業者さんがいらっしゃらないときに、今回のご説明ですと、最初に31者に絞り込んで、それからさらに22者を選定して指名競争にしたという形になっているのですが、2回不調になっていったという背景を考えると、もちろんこの22者に絞ることは、規定上は問題はないんでしょうけれども31者全部に指名をかけるといったことはできないのか再度確認させていただきたいです。

○仙台地方振興事務所

今回は先ほど言いました通り、地域要件がかなり雪が多い船形山系の奥まったところ、県の内水面試験場に近いところということで、地理的条件が非常に悪いということで、あくまでも31者を22者の地元の地理的要件に明るい業者に絞り込んだ結果こうなりました。今先生ご指摘のように、もうちょっと門戸開いて31者すべてを指名していくというのも一つの方法であろうかというふうに思います。

○小貫委員

わかりました。もともと須藤委員が今回抽出した理由の、競争性をどうやって確保していくかといったところを考えると、絞り込むこともある程度必要なのかもしれないですが今回の場合は2回不調が続いているということで、できるだけ門戸を広げて募集をした方が、競争性が確保できるかと思いますので、2回不調になるとかいう案件では、できるだけ門戸を広げるような形での指名競争というものもご検討いただければと思います。

○富田委員

確認させていただきたいんですけども、今回は、22者から一気に絞られたような感じなんですけれども、かなり経験を持っていらっしゃるような業者さんが入っていらっしゃるということのようなんですけれども、技術的な困難性というのはご説明もあったようなんですけども通常このような形で、最初から一気に絞られるということは、通常見られるようなことなんでしょうか。

○仙台地方振興事務所

22者を指名して、たまたま一者応札という形になったんですけど、一般競争入札からの指名ということで、かなり絞り込んだっていうことに対する質問ということで伺ってよろしいでしょうか。

○吉田委員長

22者に指名が狭まったことの絞り込みを言っているのか、22者から一気に1

者しか成立しなかったことか。

○富田委員

最後の絞り込みというよりも、一気に減っていったような感じになっているので、ありうるのかということです。

○仙台地方振興事務所

あくまで結果でございまして、先ほど言ったとおり、情報の漏洩だったりというのがないので、稀にこういった1者になってしまったっていうのはあることだと思っております。

抽出事案2 曾波神機械排水路（その3）工事

○須藤委員

随意契約で、かつ、予定価格が高く落札率が高いものという視点で抽出させていただきました。

○東部地方振興事務所

抽出事案説明書により説明

○須藤委員

今回随意契約とした理由として、建設工事に係る随意契約制度運営要領第3条に該当するというのも一つの要因としてありますというお話だったんですけれども、他の業者に頼んだ場合、もっとお金がかかるとか、そういった経済合理性みたいなところでも適用されているという理解でよろしいでしょうか。

○東部地方振興事務所

須藤委員のお話のとおり、先ほど言いましたように施工ヤードとして今使っております場所でないと、なかなか工事が難しいというところもございまして、他の業者さんが施工する場合、この施工ヤード以外のところで施工しなくてはいけないということもございまして、非常に窮屈といいますか、なかなか入って行って施工するにはまた仮設備とかがかかってしまうということもございまして、県の判断としては、他社が入った場合、これ以上の工事費がかかるというふうな判断も働いてございます。

○須藤委員

回答の4のところで、その3工事が今回の工事となっておりますけれども、その1その2も、一般競争入札で最終的には落札されているということなんですけれども、逆にその3と同じように、特殊な理由があって、随意契約にするっていうものではなかったということですか。

○東部地方振興事務所

その1工事につきましては、区間としましては、14ページをご覧になっていただきたいんですけれども、Pと書いてある部分の左側に黄色く塗った部分と青く塗った区間があるかと思うんですが、こちらの工事になりまして、基本その他の工事の影響受けない部分になりますので、こちらについては県の発注工事の原則に則りまして、一般競争入札を行ったということでございます。

○小貫委員

スケジュールの確認ですが、JRが発注している工事というのは、4ページにあるように令和2年2月6日に工事契約して、いつまでかかっている工事になっているのでしょうか。15ページの二期工事の令和3年3月26日ということによろしいのでしょうか。

○東部地方振興事務所

JRの工事でございますけれども、今年の4月まで最終的にはかかりまして、若干の残工事がありますけれども、水路に関しては完了してございます。

○小貫委員

JRが発注している部分が、今年の4月までかかっているということなんですか。

○東部地方振興事務所

4月までかかりました。

○小貫委員

そうするとこの基本協定と書いてあるところの、3月26日というのは、これが延びているということでしょうか。

○東部地方振興事務所

延びてございます。

○小貫委員

何でこういう質問したかという、ここに書いてあるこの令和3年3月26日までであれば実際県の発注している工事との重複期間が1ヶ月ぐらいなので、そこでもうまく調整すれば、鉄建建設ではない、他のところが入ってもそれほどバッティングしないで工事ができていろんところが受注する可能性があったんじゃないかなという確認です。スケジュール的に、JRが遅れた理由というのは、県として納得のいく状態でやられているということによろしいでしょうか。

○東部地方振興事務所

はい。先ほど言いましたように、電車の通過に合わせて工事をストップするとか、非常に仮設備が非常に難しいというのと、雨が降った時の対応で、例えば10ミリぐらいの時間雨量があると、ポンプを止めて1回現場に水を入れて、また戻してというような形でかなり水替の苦労がありまして、今年の4月までかかったんですけども、県としてはやむを得ない事情があったということで判断してございます。

○小貫委員

事情は了解しました。ただ対外的な説明として、3月26日までうまく工事が完成していれば、県の発注は別に鉄建建設じゃなくてもできてしまうのではないかなというふうな見方もできるような気もするんですね。同じ会社だから令和4年まで延びたというようにも読めなくもないので、その辺うまく説明が果たせるような状態にしておいていただいた方がいいのかなと思いました。

○東部地方振興事務所

了解いたしました。

○小林委員

一体的な移転工事として協議を進めていたけれども、結局、JR東日本さんと協議が整わなくて、分離分割した時点で、もう実質的に、鉄建建設さんに随意契約せざるを得ない状況に県は追い込まれたというか、そういった認識でいるんですけど、それは、どうなんですかね。やっぱりスケジュール管理のところに尽きるのか、どうしても一体で工事をお願いできなかったものなのかっていうのをご説明いただけないでしょうか。

○東部地方振興事務所

説明が繰り返しにもなってしまうんですけども、県としては小林委員がおっしゃるとおり、全体で一つの工事として本来ならやっていただければということだっ

たんですが、JRさんとしては委託を受けるのはあくまでも軌道にかかる部分しか受けないということで、その調整が整わなかったということで、その時点でおっしゃられるとおり鉄建建設さんに随契っていう流れができてしまったというのは正直でございます。県としても、その辺のところお願いできれば良かったんですけども、相手がいるという話でもありまして、こういった状況になってしまったということでございます。

○小林委員

状況は理解しました。

○吉田委員長

相手のある工事だったという特殊性があったということと、鉄道の基準が適用されてしまったということが今回のポイントではないかと思いますが、よろしいでしょうか。お時間があったら戻りたいと思います。

抽出事案3 吉田川河川改修工事（その8）

○富田委員

予定価格は2億円を超えるにもかかわらず、参加業者数が5者と意外と少ないかなという印象を持ったものですから、その点について確認をさせていただければというふうに思います。

質疑事項ですけれども2点ほど、地域要件が限定されていないようなんですけども、参加業者が少なかった理由はどこにあるのか。

先ほどの視点と共通しますけれども、事業規模が2億円と大きく、参加業者が限られた理由としては、特に技術の高度性とか或いは困難性が理由として考えられるのかどうか、ご説明をお願いできればと思います。

○仙台土木事務所

抽出事案説明書に基づき説明（略）

○富田委員

かなりリスクもあるようで困難性もあるようだというのはご説明をいただきましたし、事業規模についても、技術の観点について配慮が求められるというご説明もあって、最終的に、この5者ということになったようですけれども、仮に経験的にですけれども、過去にもこの同規模のような災害があったときに、最後に残られた

5者さんというのは、5者だけではないにしても、こういった企業さんが一般的に残ってるような基準を持ってらっしゃるといことで理解してよろしいでしょうか。

○仙台土木事務所

いただいた質問の中で同様な規模の工事の場合の入札参加ということなのですが、この事業については、この工区だけではなくその付近の上流側下流側で同じような発注をしてございまして、発注時期とかはそれぞれ違うんですが、同じように一般競争入札で執行しておりますが、参加者は少ないときで3者、多いときで6者というように、ある程度まばらになってまして、平均値で大体3者から4者程度というのが、この類似の工事の参加者になってございます。

○富田委員

最終的には総合評価で決められたということだと思んですけど、決定的なポイントになったようなところがもし一つとか二つ教えていただければ、教えていただけますでしょうか。

○仙台土木事務所

この5者の中で落札した業者が優位だった点のことかと思うんですが、資料5で評価点の一覧を提示してございます。評価点のうち、その施工計画とか地域貢献等の部分、特に施工計画が他社の部分に比べて非常に高いポイントをとってございまして、これが価格以外の評価点を上げたということで、優れた施工計画により、評価点が上がったので、落札に結びついたものというふうに考えてございます。

○吉田委員長

この3件について、他に発言を求めるものはございますでしょうか。

○山本委員

資料1-1の須藤先生の挙げられた案件なんですけども、予定価格をもう少し上げたら、一体落札率ってどうなったのか。この予定価格というのは、決められてしまつとなかなか動かせないものなんでしょうか。

○契約課

予定価格につきましては、積算基準、単価といったものがございまして、それに基づいて積算、設計価格を決定しているところがございますので、そこから上げた

り、逆に下げたりということはなかなか難しいところです。

○山本委員

ただ今回3回目の入札で、ようやく、それも1者応札という状態になったので、やはりその部分は地域要件とか工事の難度とかも考えると、予定価格の基準というのも大事だと思いますけれども、その辺りの工夫ももう少し必要なのではないかなと思います。

○吉田委員長

今のご指摘、最初の京谷委員の不調が続いたときの難工事指定にする必要性もあるのではないかということにも繋がると思いますので、今後ご検討いただければと思います。

○小林委員

2件目の案件で確認があるんですけども、資料の4ページ目の高い落札率となっている理由で、受注者の鉄建建設さんに聞かれた内容の説明に、鉄道工事に関わる土木工事を主に受注しているので、安全管理の上から鉄道の積算基準を参考に入札価格を積算したので高くなったって話があるんですけど、もちろん安全基準は高ければ高いに越したことはないでしょうけれども、県がある程度想定している安全基準よりオーバースペックになっていて高くなっているようにも読めるんですが、そこはどうか判断すればよろしいのかなと。

そもそも高くなる要素がある会社であれば、そのオーバースペック分というか他のところを、効率化、合理的なところで最終的に総合的に安くなるかもしれませんけど、1回県の設定した安全基準を満たすレベルで、他の事業者さんにもアプローチしてみる必要はあるんじゃないかなっていう考え方もあると思うんですけど、いかがでしょう。

○東部地方振興事務所

通常うちの発注工事は農林水産省で決める積算基準、それに基づく現場管理費等の率が決まっておりますので、鉄建建設さんの方で言う鉄道積算基準云々ってところに関してはちょっとうちの方では把握しきれない部分もありますので、鉄建建設さんが積算は農水省の歩掛かりでやってるんだらうなっていうのは多分分かってはいるかと思うんですけども、ただ、その安全管理の部分で、農水の歩掛かりが例えばどのぐらい見てるってところまで勉強されたかどうか私の方でも判断しかねるところですから、何とも言えない部分はあるんですけども、そこで若干、差が出てきてしまったのかなと。

ただうちの方で発注する際に、逆に鉄道の積算基準に寄って行くってことはなかなかできないものですから、うちは淡々と決められた農水歩掛かりで積算をせざるを得ないという状況になってございますので、なかなかその部分の折り合いをつけるというのは難しいというふうに判断してございます。

○小林委員

今の説明、大変恐縮なんですけど、行政の縦割りがまさに表れてるような印象を受けまして、農水の方で積算というか、詳しく評価ができないのであれば、他の部署の力を借りて、この積算が適正なのかどうかという、助けていただければいいんじゃないかなという印象を受けました。

○京谷委員

議論が噛み合っていないように思うので、確認ですけども、予定価格3億9千78万3千円、この額をまず県が予定価格として設定して、随契の相手と見積もり合わせをやったところ、3回目で折り合いがついて、OKになったと、そういう理解でよろしいですね。

○東部地方振興事務所

その通りでございます。

○京谷委員

その時に、結果的に、この予定価格をもうすでに県は持っていて、見積もり合わせして、OKになった向こうが提示してきた額が、鉄道の基準とかいろいろ考えながら出てきたものであった、そういうことですよ。鉄建建設が3億9千万円、これで当方やりましょうって、これだったらできますって言って見積もりを出してきた時の基準は、鉄道の工事云々から出てきてるんだけど、そこは県としては預かり知らない、けれども予定価格の範囲内で見積もり合わせて折り合いがついたので、その発注が決定したと、そういうことですよ。県としては、予定価格をきちんと設定していて、見積もり合わせで合意ができたので、それでおしまいということですね。落札率が高かったかっていう質問の答えとして、鉄道の方の見積もりが、予定価格ぎりぎりのところで出てきたそこで折り合いがついたことになりましたという説明なんですよ。要するにそれだけのことだろうと思う次第です。

○東部地方振興事務所

そのとおりでございます。

○吉田委員長

著しく歪められて話が進んでいったというわけではないということですね。

○京谷委員

県としては県の積算基準でもって予定価格を決めて、向こう側は向こう側でお持ちの積算を出してきて折り合いがついたのがたまたま高かったと。

審議再開・委員会からの意見まとめ

○吉田委員長

今回の委員会の審議結果を申し上げます。

今回の抽出対象事案3件について、手続き上の瑕疵等の不適切な事案は見当たりませんでした。以上のことから、今回の抽出事案の内容については、概ね妥当であると判断いたします。

委員会としては付帯意見が二つございます。

一つ目ですが、抽出事案1に該当する入札不調による指名競争入札のケースにおいても、可能な限り多数の事業者を対象とするように努めていただきたい。また、不調が繰り返される場合に、難工事指定等のインセンティブ制度の整備工夫、これについて幅広く他者の事案等の事例を調べて、検討していただきたい。

二つ目が抽出事案2になりますが、複数の当事者が存在する工事においても、事業費の節約のため、例えば余裕のあるスケジュールを設定するなど、効率的な工夫の余地を追求していただきたい。

討議の中では、相手が非常に情報上優位にあるという場合でも、こちらも勉強して、県庁内の他のところに聞いてみるとか、対交渉力や対抗力をつけていただきたいというような意見がございました。

以上が委員会としての結論でございます。

4 報 告

(1) 前回の委員会での意見への検討状況について

○小貫委員

これで年どれくらいの案件が、もちろん年にもよるんでしょうけれども、国や大学から意見を聴取するような案件として平均的にあがってくるようなイメージでしょうか。

○契約課

こちらにつきましては、資料3の5ページをご覧いただきたいと思います。今回のこの対象を絞った中では、令和2年度、令和3年度の実績から年間2、3件ぐらいずつは発生するかなと、想定していたところですが。実際に令和4年度の発注見通しの方から算出したところ、実際には該当するものがございませんでした。そのため、令和4年度につきましては、少し範囲を広げて、対象となるものを抽出することと考えておりました。具体的には、工事につきましては、総合評価落札方式の5億円以上の標準型及び高度型、建設関連業務の総合評価落札方式の標準型、これは5千万未満のものも含まれます。この中から、試行の範囲として選定した結果、今年度につきましては1件が対象になるというふうに変定してございます。具体的には、栗原警察署の建設工事、これは仮称でございますが、標準型施工計画型で、事業費は概算で1.3億円、これを対象に考えてございます。

○小貫委員

1件だと寂しい気もするので、試行ということでもう少し何件かやれると良いのではないかなと思いますのでご検討いただければと思います。

- (2) 建設工事等に係る入札・契約制度の改正について
- (3) 令和3年度の入札執行の状況について
- (4) 入札方式別発注工事について.
- (5) 入札方式別発注建設関連業務について
- (6) 指名停止の措置状況について

○小貫委員

資料4ですが、今回も一般競争入札とか指名競争入札とか入札方式の違いでどれぐらいの率かということでもとめていただいているんですけども、この前の資料にありましたけど、低入札が多かったのは例えば測量とか、ある分野のところは低くなっていたかと思っておりますので、もう少し細かく、どこの分野がどれぐらいの落札率なのかというところをまとめていただけるとありがたいなと思います。

もうひとつは落札率下がっているのですが、大学の工事を見ていると、建設関連は本当にどんどん単価が上がっていて、落札率は実は上がっているんじゃないかという気もするので、もう少し分野というか、内容ごとの落札率を見せていただけるとありがたいです。

○吉田委員長

今後の資料提供において、ぜひご検討いただければと思います。

○小林委員

資料5と資料6に関してなんですが、件名ごとにそれぞれ落札の実績額を一覧表で提示いただいておりますけれども、これを、落札された事業者の例えば件数と落札金額で、全部は無理でしょうから上位10者とか上位5者を単年度じゃなくて何年分か継続的に提示していただくことって可能でしょうか。何かこういう支障があるので駄目だという合理的な理由があるならそこまで強くは求めませんが、事業者には、実力があって偏ってたらしょうがないと思うんですけど、偏りがどうなんだろうかと思うところがあります。ひょっとしたらそういったところから伺える可能性もあるのかなと思ってんですが、いかがでしょう。

○吉田委員長

公共工事を受注したその相手方を知ることは一般的にできるんですか。

○契約課

落札決定した業者名については、県のWEBの方で、公表してございます。

今委員の方からもお話を伺いましたので、どのような形でご提供できればいいかというのは検討させていただきたいと思いますが、業者名は出ておりますので、ご提供させていただくことについては問題ないものと思っております。

○吉田委員長

長い時間お疲れ様でした。

今どんどん資材費が上がったり、インフレーションがじわじわときていて、積算が周回遅れていうんですか、古い基準でルール通りやっているとインフレにまったく追いつかなくて、また不調が続いてしまうということもあるかと思っておりますので、積算に関して経済情勢を反映しながら適切になされるように、工夫していただきたいと思っております。

また、各委員にお伺いしますが、今日ウェブでやらしていただきましたが、いかがでしょうか。特に不具合を感じたとか、こういうふうに進捗して欲しいとかっていうのがあれば、ここでぎくばらんにお話していただければと思います。

○京谷委員

移動時間が節約できるので、非常にありがたいです。快適というか、特に問題はなかったと思います。

○山本委員

資料に関してなんですが、もうちょっと早く送っていただけるとありがたい。月末が特に忙しいので、なかなか全部を読めなかったという状態に今回なってるものですから、もう少し早くいただけるとありがたいなと思います。

○小貫委員

特にオンラインでも対面でもどちらでも大丈夫です。今日も特に問題ありませんでした。

先ほど吉田委員長のお話で、価格のお話がありましたけれども、資材の納入のための期間がすごく延びてるんですね、特に設備関係。工期の設定とかそういったところでも、やはりもう少し工夫がこれから先必要になってくるのかなと思いますので、もちろん現場の方は分かってらっしゃると思いますけれどもその辺も含めて、適切な工期での工事の発注をお願いしたいと思います。